総会議事録(第6回)

- 1 開催日時 令和4年9月27日(火)14時00分~15時40分
- 2 開催場所 大会議室
- 3 出席委員(34名)
 - 〇農業委員(17名)

会長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邉 重徳 5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉﨑 邦幸 9番 朝長 洋子 10番 松下 善光 12番 髙見 健 13番 渡邊 和秋 14番 冨岡 勝真 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫 19番 山道喜久美

〇農地利用最適化推進委員(17名)

1番 原 正人 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治 5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 7番 林 敏弘 8番 一瀬 9番 山浦 弘之 晃 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎 14番 瀬戸口裕子 15番 森 良広 16番 野田 善則 17番 鳥越 18番 梶原 優 茂 19番 児玉 賢治

4 欠席委員

- 〇農業委員(1名)
 - 15番 寺坂 哲郎
- 〇農地利用最適化推進委員(2名)

2番 平山 清孝 10番 川副 博司

- 5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号議案 非農地通知申出書による非農地通知の件
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
 - 第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
 - 第7号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
 - 報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件
 - 報告第2号 納税猶予継続届の際の「引き続き農業経営を行っている旨の証

明」について

報告第3号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について(相続税)

6 事務局局長長石弘顕 課長補佐西浦公治 職員田代哲也中野孝亮梶原良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和4年度第6回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

○会長

< 会長挨拶 >

3 議事録署名人指名

〇会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局

本日の出席委員は、定足数に達しています。

15番 寺坂 哲郎農業委員、2番 平山 清孝推進委員、及び10番 川副 博司推進委員から欠席の届出があっています。

〇会長

次に、本日の議事録署名人を、1番 城山正巳農業委員、19番 山道喜久美農業委員にお願いします。

それでは、お手元の議案書を基に、議案の審議に入ります。

なお、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

4 議事

○議長

それでは、議事に入ります。

1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番萱瀬、荒瀬町の農地、地目畑、面積778㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、造園用の樹木の苗木を、1反当り10 〇本を栽培する計画となっています。

それでは、1番について、萱瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

申請地は、以前はみかんを植えておられました。最近は伐採をされて、保全管理をされていたのですが、今年の春先に所有者が亡くなられて、譲り渡し人は相続でこの土地を取得されています。相続人は、お父さんのような保全管理に手が回られていない状況ではないかと思われます。そして譲受人は 2、3 年前に実はその隣接地を一反ほど売買で取得をされています。農業委員会に 3 年 3 作の誓約書も出してはいただいたのですが、トラクタなどの機械の進入路がなく、保全管理をずっとされていたのです。

今回、この取得によりまして、進入路を作り、2、3年前に買った土地も、耕作をされることになり、双方にとって良い売買かと見てまいりました。ご審議をよろしくお願いします。

〇議長

1 番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。 1番萱瀬について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、1番萱瀬は許可することとします。 続いて、2番萱瀬を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番萱瀬、黒木町の農地、地目 田 現状 畑、面積386㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が贈与により、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、栗栽培の計画で、反当り 30kg の収穫見込みとなっています。

〇議長

それでは、2番について、菅瀬地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

譲渡人が、譲受人のお兄さんの妻になられる方で、親戚関係になられるとのことです。高齢になり、ちょっと管理ができなくなり、贈与される物件です。現状も、譲受人さんが管理を立派にされています。

引き続き、今の状態を保っていただき、管理をしていただきたいと思います。4名の委員が判断をしましたところ、何も問題がないように見受けられました。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2番萱瀬について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

○議長

それでは、お諮りします。 2番萱瀬について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番萱瀬は許可することとします。 続いて、3番松原を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番松原、松原1丁目と野岳町の農地、地目 田、合計面積3,043㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が規模拡大のため、農地を譲り受けるものです。

場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、水稲の計画で、反当り450kgの収穫見込みとなっています。

〇議長

それでは、3番について、松原地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは、譲渡人のお父さんが 10 年ほど前まで、水田を作られていたのですが、そのあと ソバを作るために借りていた方がいまして、その方も3年ぐらい前から病気がちになって耕 作できなくなり、中山間地で管理をしていた所です。

写真ではちょっと荒れてますが、1年前に中山間地で刈っていたものです。今回、この所有権移転がなされまして、水田を作るということで聞いていますので、今後荒れなくて済むのかなと思います。ご審議をよろしくお願いします。

3番松原について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。

3番松原について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、3番松原は許可することとします。

次に、2ページ第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題とします。 1番西大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番西大村、桜馬場2丁目の農地、地目 畑、面積14㎡。申請者は、記載のとおりです。

本件は、当該農地周辺の住宅化に伴い、里道の拡幅のため、当時の地権者である父親が無償で提供し、今日まで生活道路として利用されている状況で、無断転用となっている事案の追認案件となります。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のアスファルト、一部コンクリート張りのまま利用。雨水は自然流下、隣接農地は申請者の農地のみとなります。資金については、転用済みのため不要であることを確認しています。

本申請に際して、顛末書が提出されています。

〇議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

現地を見てまいりました。道路になって大分経ってます。前回の総会の審議の時に、自宅のところの車庫と小屋の追認申請が出たのですが、その分の関連で、また出たものではないかと思います。特段、問題ないと見てまいりましたので、ご審議をお願いします。

〇議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

〇議長

それでは、お諮りします。

1番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて、2番竹松を議題とします。

ここで、お諮りします。2番竹松は、3ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」6番竹松と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、2番竹松、第3号議案6番竹松は、一括して審議することとします。それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、面積1,827㎡、5条転用申請とあわせた全体面積1,852㎡。申請者は記載のとおりです。

本件は、申請人が所有する農地に賃貸アパート2棟と入居者用駐車場等を整備する計画です。場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土O.6~1.3m、擁壁を設けるとしています。雨水は計画地内 に溜枡を設け、隣接道路側溝へ接続放流としています。隣接農地は、北側に畑、西側に田が あります。

3ページの第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」6番竹松、鬼橋町の 農地、地目 田、面積25㎡、全体面積1,852㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおり です。契約は売買です。

本件は、2番竹松の事業地の一部として転用し、譲受人が所有する農地に賃貸アパート2棟と入居者用駐車場等を整備する計画です。場所、地区の指定及び被害防除計画の内容は、前議案と同様です。

両案件の、資金については、預金残高証明書、及び融資証明書等を確認しています。

〇議長

それでは、2番、第3号議案6番について、竹松地区農業委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局から説明がありましたとおりです。2番の農地は、水田でありましたが、近年は転作で野菜畑になっています。ただし、周辺の特に西側と北側は、まだ水稲が植わっています。この圃場の周辺には、用水路がずっと張り巡っていますので、この用水路も見たところ、ここを宅地化しても問題ないと感じたところです。

それともう一つ、5条の6番の圃場ですが、これは外環状線ができたときの面積が25㎡ しかない三角形の残地です。ここを買収しないと出入口が取れないという事もあり、そこを買収されるようです。これも、先ほど言いましたように、用水路が南側にありますが、これについても、宅地化になっても下水、雨水については、そこに流れないということになっていますので、特に問題ないかと思っています。以上です。

〇議長

2番竹松、第3号議案6番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

〇議長

それでは、お諮りします。

2番竹松、及び第3号議案6番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、2番竹松、及び第3号議案6番竹松は許可相当とします。

次に、3ページ第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番大村、向木場町の農地、地目田、面積800㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が木造2階建て3棟を建売分譲する計画です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土O.5~1.3m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は西側道路側溝へ放流するとしています。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとしています。隣接農地は西側にあります。資金については、融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

それでは、1番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

現地を8月24日に確認しましたところ、排水雨水も含め、周辺農地にも何ら問題はないということで見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〇委員

ここは、近所の人から言われたのですけれど、家が建ったらスズメが自分の農地に来るって言われたところです。スズメの被害があって、一応そういう意見を言ってくれっと言われたものですから伝えておきます。

〇議長

それでは、お諮りします。

1番大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、1番大村は、許可相当とします。 続いて、2番大村を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番大村、赤佐古町の農地、地目 田、面積591㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が現在開設している障がい児童支援施設に事業用車両及び職員用の駐車場として、13台分を整備して貸与する計画です。なお、事業所と駐車場の間にある水路を跨ぐ、乗り入れ通路工事については、管理者の上下水道局の承認を得て完了しています。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用。雨水排水は、水路放流するとしています。隣接農地は、東と南に農地があります。

資金については、預金残高証明書を確認しています。

○議長

それでは、2番について、大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

現地は、畑で作物を去年までは少し作ってありました。隣接する右側と下の田んぼはもう 荒れ地のようになっています。障がい者施設の駐車場ということですので、特に問題ないと 見てまいりました。ご審議をお願いします。

〇議長

2番大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。 <なし>

○議長

それでは、お諮りします。 2番大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、2番大村は、許可相当とします。 続いて3番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、杭出津2丁目の農地、地目 畑、面積866㎡、譲渡人が所有する併用地を含めた全体面積1,735.11㎡。譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が宅地6区画を造成し、位置指定道路及びごみ集積所等を整備して分譲するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高O.6m、擁壁を設けるとしています。雨水排水は計画地内 通路に側溝を設け、市道側溝に接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道に接続するとして います。隣接農地はありません。資金については、融資証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今の事務局の方から説明のとおりです。先日、メンバーで確認に行ったところ、ちょうど

本人さんがおられて、話を伺ったところ、自分も高齢だから、管理していくのが辛くて荒らしてしまうということで、こういう形で申請がなされています。計画に関して、特に問題はないと見てまいりました。ご審議よろしくお願いします。

〇議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。 〈なし〉

○議長

それでは、お諮りします。 3番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、3番西大村は、許可相当とします。 続いて4番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番西大村、池田2丁目の農地、地目 山林 現況 畑、面積3,506㎡、併用地を含む全体面積3,631,4㎡。譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が里道110.4㎡と公衆用道路15㎡の併用地と合わせて、建築条件付 売買予定地に宅地14区画、道路、公園を整備するための転用です。

なお、併用地に関する開発については、市道路課と協議済み。また、公衆用道路の地権者 の同意書が提出されていることを確認済みです。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内白地、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土最高2.6m、切土最高0.8m擁壁を設けるとしています。

雨水排水は計画地内の通路に水路を設け、既存の市道水路へ接続放流。汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとしています。周辺に、農地はありません。

資金については、融資予定証明書及び預金残高証明書を確認しています。

また、譲受人は宅地建物取引業者免許証を所持しています。

〇議長

それでは、4番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは、高速道路の側道のすぐ上のところです。もともと柿畑だった所を宅地を開発するということです。下水道を新設して、雨水は、一段低いところにあるのですが、そこを上げ

てから、新しく水路を設置されます。今までは、町内所有の方に流れていたのですが、雨水道を新たに新設するというので、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議の方よろしくお願いします。

〇議長

4番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。

くなし>

○議長

それでは、お諮りします。

4番西大村について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、4番西大村は、許可相当とします。 続いて、5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、小路口本町の農地、地目 畑、面積43㎡、併用地を含めた全体面積406㎡。 譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が併用地を含め、 町内会用のごみ集積場を整備するための転用です。

場所は、スライドのとおりです。地区の指定は、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用、既存コンクリート擁壁等で囲まれているため、土砂の流出はないとしています。雨水排水は計画地内の既存の側溝は市道側溝へ接続放流。周辺に農地はありません。資金については、融資予定証明書及び残高証明書を確認しています。

〇議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

住宅地に囲まれた場所で、どういった事でこの畑が残っているのかと思うぐらいの場所である。併用地はもう、360 ㎡ぐらいあるのですが、ごみ集積場ということで、何ら問題はないと見てまいりました。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<なし>

それでは、お諮りします。 5番竹松について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、5番竹松は、許可相当とします。

次に、4ページ、第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」を議題とします。 1番三浦、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「非農地通知申出書による非農地通知の件」1番三浦、溝陸町の農地、地目畑、面積62㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地は自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

〇議長

それでは、1番について、三浦地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

ここは、農免道路の溝陸日岳線ができるまでは、耕作されていたのですが、今は、竹が繁茂している。21日の日に4名で、現地確認に行ってまいりました。それで、4人ともですね、もう非農地が妥当だろうということで判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

1番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

〇議長

異議なしということで、1番三浦は、非農地と判断し、これを通知することとします。 続いて、2番鈴田、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番鈴田、陰平町の農地、地目 畑、面積39㎡、申出人及び利用者は、記載のとおりです。申出によりますと、申請地は自然荒廃により、山林化しているとしています。

場所は、スライドのとおりです。

〇議長

それでは、2番について、鈴田地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

〇委員

現地の写真を見てもらえればわかると思うのですが、このような状況なので、何の問題もないと思います。ここは、段々になっており、何年も耕作されていない状況です。以上です。

○議長

2番について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

く異議なし>

〇議長

異議なしということで、2番鈴田は、非農地と判断し、これを通知することとします。 次に、5ページ、第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題 とします。

なお、第5号議案1番は、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による議事参与の制限に該当する委員がおられますので退室をお願いします。

○議長

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番西大村、杭出津3丁目の農地、地目 畑、面積822㎡、貸付申込者及び借入申込者は、記載のとおりです。 申込者は普通野菜の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

〇議長

それでは、第5号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

〇委員

賃借料は、発生しないのでしょうか。

○事務局

今回につきましては使用貸借ということで、無償貸与になっています。

〇議長

それでは、お諮りします。 第5号議案について、ご異議はありませんか。

く異議なし>

○議長

異議なしということで、第5号議案は、承認することとします。 ここで、議事参与の制限に該当する委員の入室を許可します。

○議長

次に、6ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題とします。

お諮りします。本議案は、7から8ページまでの、第7号議案「農地中間管理事業による 農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議あり ませんか。

く異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第6号議案及び第7号議案は一括して審議することとします。 事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第7号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社です。集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が参照しやすいように、資料1を配布していますので、その資料と併せて、ご説明します。資料1をご覧ください。資料1の列の欄、左から4列目までは、一番上の行に記載の集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1番は、第6号議案1番鈴田、第7号議案の1番鈴田、小川内町の農地、地目畑、合計面積2,893㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は飼料作物の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2番は、第7号議案2番鈴田、岩松町の農地、地目 畑、面積36,176㎡、

配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はブロッコリーを主体に普通野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

当該議案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。

○議長

それでは、第6号議案及び第7号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。

○委員

この2番の鈴田の農地は、諫早の農家への配分計画なっていますが、作付けはハウスミニトマト、そして広さが三町六反あるのですが、大丈夫かなと思うのですが。

○事務局

本人から、諫早市から耕作証明書を提出していただいています。広くはあるのですが、諫早市の農業経営改善計画認定書があり、適当であるということで認められてる方です。

本人からも可能だということで受けています。以上です。

諫早市の耕作証明書では、3 反くらいしかないのですが、大村市で農業をしたいということで受けています。

○委員

以前、同様に中間管理事業で配分された方が営農を放棄されて、私が除草をしたので言っているのです。本当に、耕作されるのかなと思っています。もう、中間管理機構に貸したら終わりですか。農業委員会としては何も言えなくなってるんですか。

○事務局

先般も、中間事業による配分農地を荒らしたようなことも、ご報告を受けまして、市の方からも速やかに草の刈り取りとか、借りてる農家の方に改善するように指導を行うということになっています。

〇委員

はい、期待しています。

○委員

設定する期間がちょっとまちまちなところが見受けられるんですけど、早いところもあれば、ちょっと長くて4年とかあるんですけど、2年2ヶ月とか、書いてあるから、全部そろわなくてもいいのかなと思って。

○事務局

これは、中間事業に確認する必要あるんですが、中間事業が集積した時期がずれておりまして、最長2年とか3年の縛りがあると思います。その周期に合わせたものと考えています。

○委員

こういう貸し借りをするときに、営農計画ですね。そういうのは、農業委員会には提供されないのですか。

○事務局

新規参入とか、青年認定農業者の場合は、詳細な資料を農業委員会の方に提供されます。 そういったことでできるだけ早めに来た書類については、地域の農業委員さんにお流しす るようにはしていますが、通常こういった場合の、すでに農業を始めてらっしゃるような方 の情報は、なかなか提供されていない状況です。

当然判断する上で必要なものかと思います。できるだけ、そういった作付計画等を入手しまして、ご提供するように努めたいと思っています。

〇委員

今の営農計画にちょっと関連しますけれども、これまで、ミニトマトしか作ってない農家が、3町6反もブロッコリーを作るってのは、相当大規模経営に変わっていかれるんだろうなと思うんですけれども、過去にも、大村市の農業委員会が、営農の実態がない農地を取得することについて、調査不十分で、農家に認定したということで非常に問題になったことが過去にありました。

これまでにないような規模でやられることについては、営農計画はどうされるのか知りたい。おそらく3町6反もされるとなると、1人ではできないと思われる。今後、法人化していかれるのか、或いはその雇用の計画、このあたりも調査して、慎重に認めるということにしないといけないと思います。

○事務局

ご指摘のとおりかと思っています。ただ、この中間管理事業の事務局が、ある程度その辺の要件を精査した上で、こちらの方に配分計画を持ってこられるというところで、農業委員会事務局としても確認不足があった点については、もう少し精査して、議案とするように改善したいと思っています。

〇議長

それでは第6号議案及び7号議案につきましては、一応保留ということで、事務局が確認 次第、皆さん方にお諮りをしたいと思います。

次にそれでは次に、9ページ、報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画 の合意解約の件」を議題とします。事務局から報告をお願いします。

○事務局

報告第1号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の合意解約の件」 1番鈴田 岩松町の農地、地目 山林、原野、及び畑、現況 畑、合計面積9,533㎡です。賃貸人及び賃借人は記載のとおりで、解約理由は、双方による合意解約です。 説明は以上です。

○議長

それでは、報告第1号について、ご意見等ありませんか。

く 異議なし >

○議長

次に、10ページ、報告第2号 納税猶予継続届の際の「引き続き農業経営を行っている 旨の証明」について、を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第2号、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について(相続税)」について 3年ごとの相続税の納税猶予継続に必要な証明については、相続人(猶予者)が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。相続税猶予適用農地となっている 農地を、農業の用に供していることが証明要件となっています。

よって、本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。

また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番萱瀬・竹松の相続人は適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

〇議長

それでは、報告第2号について、ご意見等ありませんか。

く 異議なし >

〇議長

次に、11から12ページまでの報告第3号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について(相続税)」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第3号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について(相続税)」 1番から4番までの記載の農地は、相続税猶予開始から20年経過したものと、もうすぐ 20年が到来するものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼があったもので す。税務署から依頼のあった当該報告書について、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権 利移動、地目、地積等の確認、併せて地図システムの航空写真による農地の確認を行い、地元農業委員へ農地経営状況について確認した結果、1番西大村、2番西大村・萱瀬、3番竹松、及び4番竹松・福重の記載の相続人は、適格に農業経営を行っていると判断されましたので、農業委員会会長専決にて、税務署に報告書を提出したことを報告します。

〇議長

それでは、報告第3号について、何かご質問はありませんか。

く 異議なし >

○議長

それでは先ほどの、第6号議案及び7号議案につきまして、事務局より、再度説明をお 願いします。

○事務局

中間管理事業の担当者によりますと、本人からその農地でやってみたいということで受けたということです。特別な条件がないので、それを受け付けない理由がなかったということです。以上です。

○委員

こういう場合の貸し借りっていうのは、中間管理機構が借り受けてる農地が空いている状態だから、当市の担当者の一存で決めているっていうことになるのだろうか。

一番問題なのは、中間管理機構は貸出せればいいんだけで、それに対して、荒らそうが何 しようが罰則規定も何もない。そういうことに対して、農業委員会が農地を荒らさないよう にしてくれと言ってもどこにも責めようがない。

中間管理事業に、いろいろな不手際な面があるっていう部分を、会長、事務局から報告してもらいたいと思います。

○委員

一応、農地中間管理事業の基準として、2年とか1年とかそのまま借りた状態で放棄してたら解約手続きに進むというようなものがあります。皆さん心配で、いろいろ意見が出たのだと思います。

○事務局

委員の皆様からの意見として、荒らすような状況が見受けられれば、厳しい指導を農業委員会として借り手に指導を行っていくということを、意見を付しまして、今回の貸借については、話を進めるようにということで、中間事業に報告をしたいと思っています。以上よろしくご審議のほどお願いします。

〇議長

ここで、6号議案及び7号議案にご異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

○議長

ご異議がないということでありますので、第6号議案につきましては、承認をすることとし、第7号議案については支障のない旨を回答をすることとします。

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。